

件名	愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成26年法律第107号）

**【改正の概要】**

国家公務員の「給与制度の総合的見直し」の影響を踏まえた国家公務員退職手当法の改正【※】（平成26年11月19日改正法公布・平成27年4月1日施行）を受けて、国と同様に給与制度の見直しを実施する本県職員の退職手当についても、これに準拠した措置を講じることとする。

【※】「給与制度の総合的見直し」による「俸給月額」の引下げに伴い、国家公務員の退職手当の支給水準が、平成24年度の制度改正（約400万円の段階的引下げ）により達成されていた退職給付に係る「官民均衡水準」を下回ることとなるため、現行の支給水準の範囲内において、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させる措置（職責に応じた「調整月額」の改正等）を実施し、当該「官民均衡水準」を維持するもの。

1 改正する条例

- ・愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）

2 退職手当の「調整月額」の改正

(1) 改正箇所

愛媛県職員退職手当条例 第6条の4

(2) 改正概要

「調整月額」を以下のとおり改正する。

（いずれも国家公務員退職手当の改正前・後の額と同じ。）

○第6条の4（第1項第1～7号）

改正前		改正後		増加額
調整月額（A）	【適用職位（行政職）】	調整月額（B）		（B－A）
第1号区分 50,000円	【部長 行9級】	同左 65,000円		+15,000円
第2号区分 45,850円	【局長 行8級】	同左 59,550円		+13,700円
第3号区分 41,700円	【参事課長 行7級】	同左 54,150円		+12,450円
第4号区分 33,350円	【課長、副参事 行6級】	同左 43,350円		+10,000円
第5号区分 25,000円	【主幹 行5級】	同左 32,500円		+ 7,500円
第6号区分 20,850円	【専門員 行4級】	同左 27,100円		+ 6,250円
第7号区分 16,700円	【係長 行3級】	同左 21,700円		+ 5,000円
第8号区分 0	【上記以外 行政1・2級】	同左 0		

※第7号区分（行3級相当）は勤続期間24年以下の退職者には調整額を支給しないこととしていたが、今回の改正により、他の区分と同様に支給の対象とする。（第4項）

○退職手当額 = ①基本額 + ②調整額

- ①基本額：退職時給料月額×支給月数（最大：49.59月分（在職年数に比例））
- ②調整額：調整月額（職位ごとに8区分の設定）×上位60月分

施行日	平成27年4月1日
-----	-----------

**【その他参考事項】**